

## ケア労働者の持続的な賃上げと人員確保の保障を求める意見書

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準は低い状況にあるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬等の改定に、賃上げ財源に特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。

しかし、政府が報酬改定に盛り込んだという「2024年度に2.5%、25年度に2.0%のベースアップ」を実現するための財源は、実際には、掲げた目標を実現するにさえ不十分で、また、24年春闘において他産業で5%以上の賃上げが実現するなか、政府の目標自体がそもそも低すぎて、ケア労働者の賃金水準は、全産業平均から大きく下回る状況を改善するに至っていません。

いま、医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国で広がっています。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があります。コロナ禍で経験したような、入院が必要な患者を受け入れられない、あるいは、介護サービスが利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。

物価高騰による生活悪化が続くなか、労働実態に見合う賃金水準を実現していかなければ、患者・利用者の安全・安心を保障する人員を医療・介護現場に確保し、地域の貴重な医療・介護資源を守ることがますます困難になります。広がる他産業格差を埋めるため、賃上げ財源を保障する医療機関・介護施設等への追加支援が必要であり、政府が掲げる持続的な賃金上昇を実現する診療報酬・介護報酬等の再引き上げが求められます。

私たちは、ケア労働者の処遇改善と人員確保のため、政府による下記の施策の実現を強く求めるものです。

### 記

- 一、医療や介護現場で働くケア労働者の賃上げと人員確保につながるよう、政府は追加の賃上げ支援策を実行すること。
- 二、人件費増を継続的・安定的に賄えるよう、介護報酬などを抜本的に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年9月30日

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長

京都府乙訓郡大山崎町議会